

意見募集要領

1 意見募集対象

「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」(改定案)(意見募集)

2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省では、令和 7 年 3 月に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」を策定しています。

令和 7 年 6 月 18 日にギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 76 号)が成立し、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為が違法化されました。

これに伴い、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」(改定案)を作成しましたので、本改定案に対する意見募集を行います。

なお、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」(改定案)については、e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

3 資料入手方法

e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 提出期間

令和 7 年(2025 年)7 月 18 日(金)から令和 7 年(2025 年)7 月 31 日(木)(必着)
(郵送についても、締切日に必着とします。)

5 提出様式

別紙意見提出フォーマットに、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、提出期限までに日本語で提出してください。

意見を補足する資料があれば、A4 判(様式自由)で添付してください。

6 提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子

媒体としてください。なお、郵送による提出の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: joryu-tekisei_atmark_soumu.go.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 事務局宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(3)の e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp>)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(3) e-Gov を利用する場合

e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp>)の意見提出フォームからご提出ください。

7 留意事項

- ・ 本意見募集で提出された御意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます

ます。

- ・ 提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・ 御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 事務作業のため、提出いただいた情報を、総務省の委託する者に提供することがあります。
- ・ 提出された御意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された御意見等を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

8. 連絡先窓口

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室

電 話：03-5253-5850

電子メールアドレス：joryu-tekisei_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。